



平成 22 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマダコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 山田 豊雄
(コード番号 6392 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 武田 守征
T E L 03-3777-5101

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 85 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨並びに社外取締役及び社外監査役として優秀な人物を招聘できるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨を、会社法第 426 条第 1 項及び会社法第 427 条第 1 項に基づき、定款第 27 条（取締役の責任免除）及び定款第 35 条（監査役の責任免除）として新設するものであります。

また、会計監査人がその役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 37 条を会計監査人との間に責任を減免することを可能とする旨の規定へと変更し、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第 27 条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第27条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第28条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第35条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第34条～第36条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、4,800万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 29 日 (火)

定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 29 日 (火)

以 上